様式４

えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよ使用内容変更申請書

　　年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　　様

（申請者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | | |
| 企業･団体等名 |  | | |
| 代表者名 | 印 | | |
| 担当者名 |  | | |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| メール |  | | |

　　　年　　月　　日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 使用対象物品等 |  |
| 変更内容 |  |

【附帯事項】

　(1)えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよデザインマニュアルに従って使用すること。

　(2) 許諾された内容により使用すること。

　(3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

　(4) 原則として、「えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよ」と標記を付すること。

　(5) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。

　(6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

　(7) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

　(8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及びJPEGで県に提出すること。

(9) 愛媛県からにゃんよの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。